## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

## 内部統制規程

(令和2年3月31日規程第62号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「法人」という。)が、地 方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所業務方法書第21条の規定に基づき内部統制に関する基 本的事項を定めることにより、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並び に財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法 人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長が法人の組織内に整備し、運用する仕組みをい う。

(内部統制統括責任者等)

- 第3条 法人に、内部統制統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、役員のうちから理事長が 指名する。
- 2 統括責任者は、内部統制に関する業務を統括する。
- 3 法人に、内部統制統括部署(以下「統括部署」という。)を置き、当該部署は総務部とする。
- 4 統括部署は、統括責任者の指示の下、内部統制に関する業務の総合調整を行う。

(内部統制責任者)

- 第4条 各部における内部統制を推進することについて実質的な責任と権限を持つ者として内部統制責任者を置き、当該各部・ゼネラルマネジャーをもって充てる。
- 2 内部統制責任者は、統括責任者の指示の下、内部統制の推進に関する業務を行わなければならない。 (内部統制を所管する委員会)
- 第5条 法人の内部統制は、コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)が所管するものと する。

(委員会の任務)

- 第6条 委員会は、法人の内部統制に関する次に掲げる事項を行う。
  - (1) 内部統制に関する業務の実施状況の把握
  - (2) 内部統制に関する業務の改善策の検討
  - (3) その他内部統制に関する重要な事項

(モニタリング)

- 第7条 統括責任者及び統括部署は、内部統制に関する業務の実施状況を把握するため、理事会その他の 重要な会議へ出席することができる。
- 2 統括責任者は、必要に応じて、統括部署その他関係部署と報告会を開催し、又は役職員等との面談を 実施することができる。
- 3 統括責任者は、内部統制に関する業務の実施状況、改善策等について委員会に報告する。 (規程等の整備及び研修の実施)
- 第8条 理事長は、業務の実施に必要な規程等を整備し、必要があると認めるときは、関係する部署又は 責任者に対し、当該規程等に基づく業務手順書の整備を命じることができる。
- 2 統括責任者は、職員等に対して、内部統制に関する研修を実施する。
- (リスク管理及び危機対策への対応)
- 第9条 法人は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所リスク管理及び危機対策に関する規程 に基づき、リスク管理体制及び危機対策体制を整備し、リスクの顕在化の防止及び危機への対応等を行 う。

(反社会的勢力への対応)

第10条 研究所は、反社会的勢力による不当な要求に応じず、弁護士、警察その他の外部専門機関と連携を図り、一切の関係を遮断する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月31日から施行する。